

泉大津市立小津中学校 部活動運営方針

1・学校教育活動における部活動の位置づけについて

学校の教育活動は、学習指導要領に示された各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等で定められた「教育課程」と呼ばれる内容と、学校が計画する休み時間や登下校、放課後の課外活動等が含まれる「教育課程外」の内容で構成されています。部活動は、教育課程外に学校が計画し、実施する教育活動です。

また、学習指導要領（平成21年3月告示）の総則において、生徒の責任感や連帯感を育む部活動について、学校の教育活動の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すべき旨が新たに規定されています。（泉大津市部活動運営方針より引用）

2・目標について

○主体的に取組み、部活動を通して社会の中でよりよく生きていくための力を育てる。

○生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図る。

○生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、目標を共有しあうことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図る。

3・活動について

①練習時間について

○平日の活動時間

- ・始業前の活動開始時刻は午前7時00分以降とする。
ただし、始業前の活動をする場合は校長の承認を得ること。
- ・放課後の活動時間は原則1日2時間程度とする。2時間以上の活動を行う場合は事前に校長の承認を得ること。
ただし、大会・コンクール前、練習試合などの事由により活動時間の延長を承認する場合は生徒・保護者の理解および生徒・教員の健康面を十分配慮すること。また、活動時間延長は連続5日以内とする。

○週休日及び休日（長期休業期間）

- ・週休日及び休日（長期休業期間）は原則1日3時間程度とする。3時間以上の活動を行う場合は事前に校長の承認を得ること。
ただし、大会・コンクール前、練習試合などの事由により、活動時間の延長を承認する場合は生徒・保護者の理解および生徒・教員の健康面を十分配慮すること。

②休養日について

○休養日の設定について

- ・1週間の内、平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設けること。
- ・長期休業期間は1週間のうち、2日間を休養日とする。

○休養日の振り替えについて

- ・各部活動の状況により、天候・練習場所、公式戦やコンクール等の時期などの条件により、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることも可能とする。ただし、休養日の振り替えは原則2週間以内に行う。（休養日には定期テストに係る部活動停止期間・学校閉庁日等も含む）

○週休日（土日）の休養日設定について

- ・土日の活動については、生徒・教員の健康面を考慮したうえ、校長の判断で実施することができる。ただし休養日に活動した日数の振り替えを原則2週間以内に行うこと。

○テストに係わる活動停止期間について

- ・中間、期末テスト1日目の一週間前からは、活動を完全休止する。（ただし、テスト後すぐに公式戦がある場合、顧問が練習を必要と判断した場合は、実施内容を管理職に伝え、1時間程度の練習を可とする）

4・取組みの検証について

本指針に示す部活動に係る取組みについては、平成31年度（令和元年度）を施行期間とし、今年度の取組み状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。